

# 税務解説即答 3問

## 1 独占禁止法等において問題となる免税事業者に対する行為

**Q** 上場会社である当社はインボイス制度の実施に伴い、免税事業者との取引についてその条件の見直しを検討しています。独占禁止法や下請法ではどのような行為が問題となりますか。

**A** 事業者がどのような条件で取引するかについては、基本的に取引当事者間の自主的な判断に委ねられるものであり、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者との取引条件を見直すこと自体が、直ちに問題となるものではない。

しかし、免税事業者等の小規模事業者は、売上先の事業者との間で取引条件について情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方的に不利になりやすい場合が想定されるため、次に掲げるような「優越的地位の乱用」に該当する行為は独占禁止法等に違反するため、交渉に当たっては注意したい。

なお、こういった独占禁止法等に違反する行為は、独占禁止法に基づく課徴金の賦課等や、下請法に基づく企業名等の公表等の措置を受ける可能性がある。

### (1) 取引対価の引下げ

仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請したが、その再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定すること。

### (2) 商品・役務の成果物の受領拒否、返品

仕入先からの商品購入の契約後において、仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品の受領を拒否すること。また、同様に仕入先にあらかじめ計

算できない不利益を与える場合に正当な理由がないのに返品すること。

### (3) 協賛金等の負担の要請等

取引価格の据置きを受け入れる代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請する場合で、その負担額及びその算出根拠等について明確になっておらず、仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合。

### (4) 購入・利用強制

取引価格の据置きを受け入れる代わりに、その取引に係る商品・役務以外で、その仕入先が事業遂行上必要としない又は購入を希望していない商品・役務の購入を要請すること。

### (5) 取引の停止

一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合に、それに応じない相手方との取引を停止した場合。

### (6) 登録事業者となるような懲罰等

課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる、取引を停止するなど一方的に通告すること。また、相手方が課税事業者となるに際し、消費税の適正な転嫁分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく取引価格を据え置く場合。

## 2 遺留分侵害額請求に係る小規模宅地等の特例の適用可否

**Q** 甲から乙に対し遺留分侵害額の請求がされ、乙は遺留分侵害額に相当する金銭を支払うことになりました。乙はこれに代えて、相続税申告において遺贈により取得し小規模宅地等の特例を適用した宅地の所有権を移転させました。この場

**合の甲の修正申告及び乙の更正の請求における小規模宅地等の特例適用の可否を教えてください。**

**なお、相続開始は令和元年7月1日以後であり、所有権の移転は相続税の申告期限後に行っています。**

**A** 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律による改正により、令和元年7月1日以後に開始した相続から適用される遺留分侵害額の請求においては、遺留分に関する権利の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生じることとされた。よって、本問の遺留分侵害額の請求を受けて乙から甲に宅地の所有権を移転させることは、乙が遺留分侵害額に相当する金銭を甲に支払うために遺贈により取得した宅地を譲渡（代物弁済）したものと考えられる。

この場合、甲はこの宅地を相続又は遺贈により取得したわけではないので、小規模宅地等の特例の適用を受けることはできない。なお、甲は、遺留分侵害額に相当する金銭を取得したものとして、相続税の修正申告をすることになる。

一方、乙は宅地を遺贈により取得したという事実に異動は生じず、また、乙がこの宅地を保有しなくなったのは相続税の申告期限後であることから、小規模宅地等の特例の適用を受けることができるということに変わりはない。そして、乙は遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額が確定したことにより、これが生じたことを知った日の翌日から4か月以内に更正の請求をすることができる。

また、乙は遺留分侵害額に相当する金銭を甲に支払うために遺贈により取得した宅地を譲渡（代物弁済）したものとされるのであるから、所有権を移転させた

宅地について譲渡所得の申告及び納付が必要となる。なお、当該資産の譲渡所得に係る乙の収入金額は、原則として、その所有権の移転があった時における消滅した債務の額、つまり遺留分侵害額に相当する金額となる。そして、甲の当該資産の取得費は消滅した債権の額である遺留分侵害額に相当する金額となる。

### 3 一定の貸付資産の償却資産税の取扱い

**Q** **令和4年度改正において①少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度、②一括償却資産の損金算入制度及び③中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の対象資産から除外された貸付資産について、償却資産税の取扱いを教えてください。**

**A** 令和4年度税制改正において①及び②の対象資産から除外された一定の貸付資産については、償却資産税の課税対象とされることが明確化された。これにより令和4年4月1日以降に取得した貸付資産で、令和5年1月1日に所有している資産については令和5年1月31日までに償却資産税の申告が必要であった。

令和4年度税制改正前の地方税法では、①及び②は、償却資産税の課税対象外となる「少額資産」の範囲に含まれていたが、改正により、一定の貸付資産が①及び②の対象資産から除外されたことを受けて、地方税法における「少額資産」の範囲からも除外されたため償却資産税の申告が必要となった。

なお、③については、令和4年度税制改正前においても課税対象とされていたため、その取扱いに変更はない。

(M.S.)